

## 1. 金融庁の組織の見直し

- 金融庁の組織の見直しについては、8月末にとりまとめ、平成30年度の機構・定員要求を行った。
- 金融庁発足当時の課題であった不良債権問題等は収束し、現在では金融行政の抱える課題も、金融仲介機能の一層の発揮や家計の安定的な資産形成の促進、技術革新等に対応する制度設計などへと変化。こうした新しい課題に的確に対応していく観点から、組織の見直しを行うこととした。
- 具体的には、
  - ・ 金融行政を俯瞰し、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、市場分析やIT、リスク管理等の専門分野別チームの機能を強化する（総合政策局の設置）、
  - ・ また、フィンテックや市場機能の強化など、技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を一層強化する（企画市場局の設置）、
  - ・ さらに、各金融機関との継続的な対話を可能とするため、検査（オン）の業態別チームと監督局（オフ）を一体化する（監督局）、といったもの。
- なお、今回の金融庁における組織の見直しと同時に、財務局の組織の見直しを行うことは考えていない。ただし、今後、地域金融機関の検査・監督業務については、財務局も併せたより効果的・効率的な業務遂行の観点から、必要な見直しを行っていく。
- また、今回の組織の見直しでは、専門分野別チームの機能を総合政策局に置くこととしているが、今後、これを全庁的に活用して、証券取引等監視委員会を含めた金融庁全体で、サイバーセキュリティーやITなどといった専門性を有する分野の対応を強化し、より質の高い金融行政の実現に向けて取り組んでいきたい。

- 今後、来年夏の見直しの実施に向けて関係当局との協議を行うほか、新しい組織において、どのように業務運営を行っていくのが効果的なのか、などといった観点から内部でも議論していく。

## 2. 金融行政モニター制度の一層の活用について

- 金融庁では、金融行政に対する意見・提言や批判等を行政に継続的に反映させる仕組みとして、「金融行政モニター」を設置している。その際、学識経験者のみならず、金融機関の皆様からも率直な意見等を頂く事を念頭に置いている。
- これまでも金融機関の皆様から様々な手法でご意見を伺ってきたが、聴き手が金融庁職員であると率直な意見を出すことが難しいとのご指摘も踏まえ、本制度においては、中立的な第三者である外部専門家が直接意見等を伺う仕組みとしており、意見提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはない。
- 実績としても、当モニターに寄せられた提案を踏まえて、例えば銀行法に基づく不祥事件届出における「100万円以上の紛失」という画一的な基準を見直すなど、取組みを講じてきている。
- 金融庁では、外部からのご意見等を受けることで、より良い金融行政の遂行を目指しているので、金融機関の皆様におかれては、是非とも本制度を積極的に活用頂くようお願いしたい。

## 3. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall II）の実施について

- 本年10月末に、中小金融機関を中心に約100社が参加し、金融庁主催による2回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」（Delta Wall II）を実施予定である。  
本演習は、金融業界全体の更なるインシデント対応能力の底上げを図ることを目的として実施しているものである。特に、重視している点としては、
  - ① インシデント対応能力の向上を自主的に引き出すために、シナリ

オの骨子を事前に開示（オープンシナリオ形式）

- ② 多くの関係部署が参加可能な自職場参加方式
- ③ サイバー攻撃の実例分析等を参考に、参加者に気づきを与えることが可能なシナリオ
- ④ 具体的な改善を促すため、事後評価に力点
- ⑤ 演習結果は参加金融機関のみならず、業界全体にもフィードバックである。

- 金融機関のサイバーセキュリティの向上には、官民が一体となって取組みを推進することが重要であると考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。

#### 4. オン・オフ体のモニタリングについて

- 本事務年度のモニタリングの体制について、金融庁の組織の見直しの方向に沿って、現在の制度・枠組みの下で可能な取組みを進めていく。

- ・ 業態別のモニタリングについては、これまでも監督局と検査局のオン・オフの一体化を進めてきたが、本事務年度より、業態別モニタリングチームを監督局の併任とするとともに、マクロプレーデンス部門との連携を強化してモニタリングを行う。
- ・ 検査局に設置しているガバナンス、統合的リスク管理、法令等遵守、ITセキュリティ等の専門分野別モニタリングチームについては、業態横断的な課題に適切に対応するため、外部専門家の知見も活用しつつ、更なる手法の高度化を図る。

なお、業態別モニタリングチームと専門分野別モニタリングチームが十分に連携の上で、金融機関との対話や実態把握を行ってまいりたい。

#### 5. 障がい者等に配慮した取組みについて

- 障がいのある方々に配慮した金融機関の取組みについては、当庁において定期的にアンケート調査を実施し、8月10日に本年3月末時点の最新の結果を公表した。

- 主な項目として、視覚障がい者対応ATMの設置率（全ATMに占める割合）は、全金融機関で約86%（前年同期は約82%）と増加している他、障害者差別解消法施行に係る対応についても「研修等の実施率」、「相談窓口の設置率」とともに計数は増加している。
- 他方、当庁の金融サービス利用者相談室へ寄せられた情報等によると、
  - ・ 店舗入口等に設置されている点字ブロックの上に物が置いてあった。
  - ・ 代筆規程が窓口担当者に周知されておらず、その都度、上司に確認して対応している。
  - ・ 代筆を依頼したが、断られたり、親族を連れてくるよう言われる。等の声があり、障がい者に配慮した対応が現場レベルまで浸透・徹底されていない可能性がある。
- 当庁ホームページにて公表されている各金融機関の具体的取組み事例を参考にして頂き、障がい者利便の向上に向けて自行の取組み内容の充実や現場への浸透・徹底に努めて頂きたい。

## 6. 事業承継時における「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について

- 経営者保証ガイドラインの活用実績について、平成28年度下半期における代表者交代時の対応を調査したところ、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新たに新経営者との保証契約を締結した件数が、全体の約5割に上るという実態が明らかとなった。この結果を受け、事業承継時におけるガイドラインの活用が進んでいる金融機関と進んでいない金融機関の取組み状況を確認したので、御紹介したい。
- まず、事業承継時におけるガイドラインの活用が進んでいる金融機関について、
  - ・ 経営トップが無保証融資を積極的に推進する方針を掲げ、当該方針を行内で明確に共有した上で、ガイドラインの適用要件を完全に充足しない場合でも、事業内容等を見て柔軟に対応するよう

取り組んでいる。この結果、代表者交代時に、旧経営者の個人保証を解除し、新経営者も保証契約を締結しない割合が全体の9割を超えている

- ・ 代表者の交代時に個人保証を徴求する場合でも、新・旧経営者から二重で徴求しない方針を掲げ、二重で徴求した実績は1件も存在しない。加えて、個人保証徴求後も解除に向けたアドバイスや経営状況の確認を十分に行うよう、営業現場に徹底させているところが見られた。

○ 一方で、新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が高い等事業承継時におけるガイドラインの活用が進んでいない金融機関については、

- ・ 新経営者に対しては、ガイドラインに沿って個人保証の必要性に係る確認や顧客説明は行われているが、旧経営者に対しては、保証免除の要請があった場合にしか行われていない

- ・ 代表者の交代時に、新経営者から保証徴求する一方、旧経営者による経営関与が残っていることを理由に、旧経営者の保証を解除しないことがあると説明するものの、一定期間経過後の対応は、営業現場任せとなっており、旧経営者の経営関与の状況を把握し、個人保証解除の必要性を改めて確認する態勢となっていない

ところが見られた。

○ 事業承継時におけるガイドラインの活用実態については、今後、丁寧に見ていく必要があると考えるが、新・旧経営者の保証を二重で徴求している割合が高いことは、外形上から判断した場合、過度に個人保証に依存しているように考えられる。仮に、二重で個人保証を徴求することについて、担保・保証に依存しない融資を推進するという観点を踏まえてもなお、正当な理由がある場合には、是非、ご教示願いたい。一方、営業現場において、事業承継時に、個人保証の必要性を十分に検討することなく、慣例的に二重で保証を徴求しているといった事実があるならば、自主的に改善に向けて取り組む必要があるのではないかと考える。

○ 全国銀行協会が、会員行に対して事業承継時を含むガイドラインの活用状況に係るアンケート調査を実施しているものと承知しているが、

引き続き、活用促進に向けた業界の自主的な取組みを御検討いただきたい。

- 金融庁としては、今後、各金融機関の皆様との対話を通じて、事業承継時を含む各金融機関のガイドラインに係る取組状況について、更なる実態調査を進めてまいりたい。

## 7. 振り込め詐欺対策に係る口座凍結等の取扱いについて

- 各金融機関においては、振り込め詐欺等の犯罪被害の拡大防止の観点から、警察庁から提供される「凍結口座名義人リスト」（以下、凍結リスト）も活用し、新規口座開設の謝絶や既存口座の凍結を行っている。こうした中、氏名等が凍結リストに掲載されたことで、別口座の利用もできず、生活に支障をきたしている等の指摘がある。
- 全国銀行協会では、本年6月に凍結リストの運用に係る「事務取扱要領」を改正し、名義人が凍結リストに合致した場合には、直ちに新規口座開設の謝絶等を行うという従前の取扱いを改め、こうした措置を行うか否かは各行の判断に委ねることとなった。
- 実際の凍結リストの運用において、営業店等の現場がどのような点を確認すれば良いのか、業界として具体的な判断基準や事例等を示すことが必要であり、全銀協に対し、凍結リストの運用について、更なる対応の検討を要請しており、各行の御協力をお願いしたい。

## 8. 銀行カードローンについて

- 銀行カードローンについては、業務運営の詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していく必要がある。
- このため、検査を通じて業務運営の把握を行うとともに、「カードローンホットライン」を開設し、利用者から直接情報収集をする。
- 検査においても、過剰な貸付を防止するための融資審査態勢が構築

されているかや、保証会社の審査に過度に依存していないかといった点に着眼する。

- 各行においては、多重債務の発生防止や利用者保護の観点から、業務運営の適正化に向けて迅速に対応して頂きたい。

## 9. AML/CFT（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）の重要性

- 昨年施行された改正犯収法においては、FATF 勧告の内容を踏まえ、「リスクベース・アプローチ」の考え方が採用された。これは、各金融機関がそれぞれの業務の特性等を踏まえたリスク評価を行い、リスク評価結果に応じた対応策を採ることを求めるものである。
- マネロン等は、ひとたび顕在化すれば、国際的な非難や制裁の対象となり得る大きな問題である。海外業務を行っていない金融機関であっても、テロ資金の供与やマネー・ローンダリングは外国為替に限定されるものではなく、業界全体としてAML/CFT 態勢の強化を進める中、態勢整備の遅れた金融機関ほどマネロン等のターゲットにされる可能性が高まる。また、2019 年には、AML/CFT 対応の実効性等について、FATF 第4次審査が予定されている。
- 経営陣の皆様には、AML/CFT 対応を経営管理上の重点課題として再認識していただき、自金融機関の態勢整備の状況について、今一度、点検するとともに、実効性の向上に向けた継続的な取組みをお願いしたい。

## 10. 銀行口座等の旧姓使用に係る協力要請について

- 本年7月5日、内閣府男女共同参画局長から、銀行口座等の旧姓使用に関する協力要請がなされたものと承知。
- 各金融機関におかれては、本取組の趣旨をご理解いただき、口座開設等の申し込みを行う方等が希望した場合に、実情に応じて可能な限り円滑に旧姓による口座開設等が行えるよう、取組みの検討をお願いしたい。

## 1 1. 金融分野におけるデータの利活用の推進

- 本年5月30日、官民データ活用推進基本法に基づき、官民データ活用推進基本計画が閣議決定。重点的に講ずべき施策のひとつとして、金融分野におけるデータの利活用の推進が挙げられている。
- 各金融機関におかれては、顧客の信頼・安全に留意しつつ、適切なデータの利活用について検討いただきたい。

## 1 2. 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- 官民データ活用推進基本法に基づき閣議決定された官民データ活用推進基本計画（前掲）においては、重点的に講ずべき施策として、金融分野におけるデータの利活用の推進のほかに、住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進が挙げられている。
- 一部金融機関においては、既に該当する取組みを行っているところもあると承知しているが、各金融機関におかれても、積極的にマイナンバーカードを活用した取組みを検討・実施していただきたい。

## 1 3. 保険商品審査について

- 社会・技術の変化に伴う新たな商品・サービスの開発に関しては、引続き、前向きに検討したいと考えているので、積極的にご相談いただきたい。
- 各社におかれては、精力的に商品開発を行って顧客に提供するサービスの質、量の拡充に努められているところと承知している。近年は、既存商品のブラッシュアップに加えて、生命保険ではトンチン年金など長寿リスクに備える商品や健康増進型の商品、損害保険ではスマートフォン等のインターフェースを活用した InsurTech 関連商品やサイバーリスクに備える商品等、新たなニーズをキャッチアップする新商

品が数多く開発されているものと認識。

- 先般、事務年度の区切りとして、商品認可についての振り返りを行った。過去5年間の申請・認可件数の推移を見ると、5年間で生保商品の申請・認可件数は約2倍、損保商品の申請・認可件数は約1.5倍と概ね増加傾向にあり、また、近年は全申請案件が標準処理期間内に処理されていることが確認された。
- ひとつの気づきとしては、新商品の申請を行うにあたり、多くの会社が、その商品について想定されるリスクやリーガル上の問題点などについて、申請の初期段階で当局と問題認識を共有して前広に議論を行うようになってきている。審査にあたっては、審査上の問題点を早期に明らかにするよう努めているところであるが、申請会社が社内で検討した論点や過去の経緯、それに対する考え方などについて初期の段階で当局に対し十分に説明をいただければ、審査期間を短くできる可能性が高まると考えている。
- 商品開発に伴って会社が認識しているリスクや問題点の早期の共有は重要であり、商品審査において建設的な議論を行って改善策を見出していくことが、審査期間の短縮に留まらず、優良な商品の開発に繋がるのではないかと考えている。
- 問題は問題として、その克服に向けた建設的な議論を当局と行い、十分な対策を講じられた上で、顧客に評価される商品を送り出していきたい。

(以上)